

(保 323)
令和 3 年 1 月 20 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 48）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A 「疑義解釈資料の送付について（その 48）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 48）
(令 3.1.19 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和3年1月19日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その48）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【横断的事項】

問1 日本看護協会の認定看護師教育課程における以下の研修について、令和2年度以降、変更後の研修名及び教育内容による研修を修了した者については、従前の疑義解釈に示される各項目の研修に係る要件を満たしているとみなしてよいか。

従前		令和2年度以降
救急看護	→	クリティカルケア
集中ケア		
緩和ケア	→	緩和ケア
がん性疼痛看護	→	がん薬物療法看護
がん化学療法看護	→	腎不全看護
透析看護	→	摂食嚥下障害看護
摂食・嚥下障害看護	→	小児救急看護
小児救急看護	→	小児プライマリケア
脳卒中リハビリテーション看護	→	脳卒中看護
慢性呼吸器疾患看護	→	呼吸器疾患看護

(答) よい。なお、従前の研修名及び教育内容による研修を修了した者についても、疑義解釈に示される各項目の研修に係る要件について引き続き満たされるものであること。

【オンライン診療料】

問2 情報通信機器を用いた診療を実施する場合、当該診療を行う際の情報通信機器の運用に要する費用については、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として徴収できることとされている。当該費用の徴収に当たって、患者から署名により同意を得ることとされているが、電子署名法上の電子署名又はこれに準ずる方法（患者本人による同意であることなどが担保されている方法）を用いることにより同意を得ることは可能か。

(答) 可能。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出】

問3 令和2年5月13日付で保険適用されたSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2抗原の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年1月19日付で薬事承認された「ルミラ・S A R S - C o V - 2 A g テストストリップ」（ルミラ・ダイアグノスティクス・ジャパン株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年1月19日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問4 令和2年3月6日付で保険適用されたSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年1月19日付で薬事承認された「2019新型コロナウイルスRNA検出試薬 T R C R e a d y S A R S - C o V - 2 i」（東ソー株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年1月19日より保険適用となる。